

第1404回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成31年1月10日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時55分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教育長 在田 正秀
委員 奥野 史子
委員 星川 茂一
委員 笹岡 隆甫
委員 野口 範子

4 欠席者 委員 高乘 秀明

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1403回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案8件

イ 非公開の承認

議案8件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案8件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第29号 京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 本荘 学校統合推進室担当課長)

京北地域の京北第一・京北第二・京北第三小学校と周山中学校の4小中学校においては、児童生徒数の減少が進む中、4小中学校PTAと各地域で、子どもたちのより良い教育環境の在り方に関して検討が行われ、平成27年7月に「2020年4月を目途に、3小学校を統合し、周山中学校と合わせた施設一体型・小中一貫教育校の創設」を求める統合要望書が京北自治振興会から教育委員会に提出された。

その後、平成28年2月市会において、統合校整備に係る関連予算を議決いただき、また、同議会での付帯決議も踏まえ、保護者や住民の方々に対して、小中一貫教育校の在り方について理解を深めていただけけるよう取組を進めているところである。

さらに、平成30年11月市会では、京北地域小中一貫教育校の新校舎建設工事に係る関連予算を議決いただき、今月中旬から周山中学校敷地において、新校舎建設工事に着手する予定である。

小中一貫教育校の校名については、地域や保護者代表等が参画され、統合の進め方や新校創設に向けた課題を検討・協議している「京北地域小中一貫教育校検討協議会」において地元案がまとまり、平成30年12月14日に新校名地元案を「京都京北」とする要望書が、教育委員会に提出された。

これを受けて、地元案を尊重し、統合する3小学校と周山中学校を廃止し、新たに義務教育学校「京都京北小中学校」を設置する「義務教育学校条例改正議案」を平成31年2月市会に上程するものである。

校名地元案の選定における経過については、平成30年7月から8月にかけて、検討協議会により、地域住民や児童生徒等を対象に校名案を募集され、応募された311点を基に、検討協議会において検討が進められ、平成30年11月20日の第12回検討協議会において、「京都京北」を地元校名案とすることが決定された。

選定理由は、応募点数が最多であり、すぐれた伝統・文化・産業を継承しつつ、住む人が豊かさを実感できる「京北」は、住民にとって誇りと愛着のある地名として定着している。また、国際化・グローバル化の時代の中で、世界に誇る古都「京都」は欠かせない冠である。未来を担う子どもたちが、郷土愛を基盤とし、グローバル社会を切り拓いていくために、広く世界で活躍する人材育成に取り組む小中一貫教育校への夢と願いを託した校名として選定された。

開校時の児童生徒数は262人、学級数は10学級となる見込みである。

(委員からの主な意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第29号 京都市立義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第30号 京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例について

(事務局説明 沖出 学校歴史博物館事業課長)

学校歴史博物館は平成10年11月の開館以来、本市に遺された教育資料や美術工芸品の展示を行っている。開館から20年間で企画展・特別展の内容やノウハウは年々蓄積されており、入館者数についても平成26年度に開館以来最高の2万6千人を記録し、それ以降も2万人台を維持している。

この間、観覧料は消費増税を含め据え置いていたが、この度、開館20年を契機として、企画展・特別展の開催時については展示の更なる内容充実を図るため、料金体系の見直しを行いたい。

消費増税分の影響による引上げ額は10円未満となるので据え置くが、企画展等期間中の大人の観覧料を「展示の充実を図る」ため、改定を行いたい。条例には、「特別の展示をするときは、その期間に限り、その都度観覧料の範囲内で別に定める観覧料を徴収することができる。」旨を定め、企画展等ごとに決定することとしたい。具体的には、現行の観覧料の200円にプラスして200円までの特別観覧料を徴収することができることとしたい。ただし、子どもの観覧料は、より多くの子どもに来館してもらうこと、また、実際に有料の子どもの入館者数が僅かであることから、企画展等期間中も値上げしないこととしたい。また、合唱教室等の講座・教室受講料については内訳に観覧料を含んでいるので値上げを反映させた場合に高額となること、また、開催期間により受講料が変わる場合があることを考慮し、据え置くこととしたい。各種割引については、観覧料見直し後に検討する。実施時期については、他の施設の観覧料等の見直しに合わせ、また、周知の期間も必要であることを考慮し10月1日とする予定である。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】企画展・特別展の実施頻度は。また、入館者数はどの程度なのか。

【事務局】企画展の無い日は10日程度であり、企画展の入替えの時期と日本画教室の発表会の時ぐらいである。なお、入館者数については、平成29年度は22,701人、その内、有料入館者数は約18,400人。常設展のみの開催時期の入館者数は約670人。ほとんどが企画展・特別展の入館者である。

【笹岡委員】実際の値上げはどの程度で検討しているのか。

【事務局】 原則として、100円程度の値上げを想定している。

【在田教育長】 市美術館も同様の料金体系となっている。有名な展示品・企画内容に応じて料金体系の見直しを行う。

【野口委員】 引上げを行う経緯は。

【事務局】 当初は、できるだけ多くの方に来館いただくために、入館料を200円に設定した。その後、市民に当館の知名度が浸透してきたと認識しており、他の美術館にならって、料金体系の改定を行うというもの。子どもに関しては、今回の改定で企画展の上乗せを行わず、配慮している。ただし、他府県の子どもに関しては通年有料としている。

【野口委員】 入館料は、最大200円+200円の400円の範囲内で引き上げるということか。

【事務局】 その通りである。

【星川委員】 企画展の回数は年間を通じてどの程度か。

【事務局】 4回開催しており、当展示に関する費用については、29年度の決算で約650万円を要している。

【星川委員】 増収分を企画展の充実に充てるということだが、条例の値上げ幅の中で、弾力的に運用し、値上げを行った分、より良い企画展の実施に努めていただきたい。全国からも参加者がいらっしゃるのか。

【事務局】 全国からお越しいただいている。

(議決)

教育長が、議第30号 京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第31号 京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 京都市教育相談総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 横木 総務課長)

議第31号～35号について、一括で説明させていただく。

平成31年10月から消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなり、総務省からの通知により、公共料金への円滑かつ適正な転嫁が求められている。本市においても、学校・幼稚園の入学料・入園料・授業料・保育料など消費税法に定める非課税取引を除く、課税対象となる使用料・手数料等については、原則消費税率引上げ分を転嫁

することとなった。ただし、国基準に基づき、額を定めているものであって、国基準が改定されない場合及び政策的な意図をもって徴収している使用料等で消費税率引上げ分の転嫁を求めることが適当でないものについては、例外的に改定を見送る。

これらを踏まえ、教育委員会所管施設のうち、生涯学習総合センター、教育相談総合センター、青少年科学センター、花背山の家、京北山国の方の5施設においては、料金改定を行う。算定にあたっては、前回の消費税率の改定時の料金改定の際、10円未満の端数を切り捨てる処理をしているため、消費税5%時点の料金から、改めて影響額を算出している。その結果として、青少年科学センターの小学生、中高生の入場料等のほか、学校歴史博物館入館料については、引上げ額が10円未満となるため、今回の改定は見送る。なお、花背山の家及び京北山国の方については、「児童及び生徒の心身の健全な発達を図る」ことを設置目的としており、子どもの利用に係る使用料の改定は見送る。

青少年科学センター、花背山の家、京北山国の方の入場料・宿泊料等の個人に係る経費については、およそ10円～40円の引上げ、その他、会場使用料等については、およそ10円～670円の引上げとなり、31年度の増収額見込みについては、5施設全体で118万円程度となる。

また、料金改定のほか、京北山国の方については、7月1日から、休所日の変更及び利用時間区分の改正を行う。休所日については、施設を利用する方々からの「土曜日又は日曜日から月曜日まで引き続き利用したい」という要望に応えるため、現行の月曜日から水曜日に変更する。また、利用時間区分については、宿泊室兼研修室及び会議室が、正午から午後1時までの1時間と、午後5時から午後7時までの2時間が利用料金表に含まれておらず、これらの時間帯に利用の申し出があった場合の料金設定が不明確であることから、時間の切れ目がないよう変更するものである。

なお、補足となるが、改定後の料金の適用については、利用日をもって判断することを原則とする方向で、市全体で整理を進めているところであり、生涯学習総合センター、花背山の家、京北山国の方の条例改正もその方針に従った案としている。引き続き市全体の整理を踏まえながら調整する。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 消費税が10%に引き上げられることは決定事項か。何度か見送られてきた経過があるよう思うが。

【事務局】 リーマンショック級の経済状況の変化がある場合には、見送る可能性があるとの留保はあるものの、現在、国予算編成においても、10%になることを前提に作業が進められており、本市においても同様の方針で予算編成を行っている。万が一、見送られるような事態が発生した場合には、10月1日施行までに修正等をお願いすることになる。

(議決)

教育長が、議第31号 京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例の制定について、及びその他4件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第36号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 横木 総務課長)

議第36号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定」について、資料に基づき説明申し上げる。

地方自治体の職員の定数については、地方自治法第172条第3項により、条例で定めることになっている。この規定に基づき、行財政局が2月市会において平成31年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会関係分の改正を市長に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字となるので、実際の職員数は職員定数よりも少なくなる。また、平成29年度より府費負担教職員の給与費が府から移譲されたことに伴い、市立小・中・総合支援学校の「旧府費負担教職員」も本条例の対象となっている。

31年度については、昨年度比で36名増を予定しており、その主な内容について説明する。

定員管理計画による削減については、本市ではこれまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んでおり、「はばたけ未来へ！京プラン」において平成23年度から32年度までの10年間に1,400人の職員を削減する「部門別定員管理計画」を掲げ、定員適正化に努めてきた。教育委員会においては、平成24年度から平成27年度の4年間で、計画を上回る合計189人の削減により目標を達成し、さらに、平成28年度からの後期5年間については、全市で800人、うち教育委員会では100人の削減を目標として定めている。この計画に基づき、平成31年度においては、校長・教員5人、管理用務員8人、給食調理員10人、指導主事等1人の計24人分の定数を定員管理計画により減員する。なお、旧府費負担教職員については、定員管理計画による減員等の対象とはなっていない。

校長・教員及び事務職員の基礎定数については、小学校・中学校・総合支援学校において、児童生徒数等に基づき算出している教職員定数の基礎定数部分が、児童生徒数の減少等に伴い、校長・教員で23人、事務職員で6人減員する。

小学校・中学校・総合支援学校の加配定数については、国において教育課題に応じた様々な加配メニューがあるが、そのうち、通級指導を担当する教員について、対象となる児童生徒数の増加により、本市の加配数申請数を増加している。その他、専科加配等の加配メニューにおいても、本市配当数について増減が見込まれる。こうした変動要素

について、差し引き合計で申請数が 105 人増加する。

平成 30 年度に制度化された高等学校における通級指導については、通級指導を実施する学校の増加に伴い、高等学校教員の定数を 2 人増員する。

総合支援学校における医教連携支援については、入院児童生徒及び退院後自宅療養を必要とする児童生徒等について、切れ目のない学習支援を充実させるため、総合支援学校教員の定数を 1 人増員する。

塔南高等学校及び紫野高等学校の学級減に伴い、教員を 4 人減員する。

小学校・中学校の新設・統廃合に伴い、教員を 15 人、管理用務員を 2 人減員する。

教育における諸課題に対応するため、事務局職員を 2 人増員する。

最終的に 36 人を増員し、平成 31 年度条例定数を「8, 953 人（うち校長及び教員 7, 472 人）」と改正したい。なお、説明した増員数や減員数は、今後行財政局と協議を進めていく中で変更する可能性がある。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げる。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 職員定数と実際の職員数との差は。

【事務局】 平成 30 年度で、約 1, 700 人。

【野口委員】 児童生徒数減による基礎定数の減と、学校統合による減の違いは。

【事務局】 児童生徒数が減ると学級数が減少し、それに伴って担任として必要な教員の数が減る。他方、学校統合を行うと学校数自体が減少し、それに伴って管理職や管理用務員、給食調理員等の必要数が減ることになる。

【星川委員】 加配定数の申請増加は良い取組であるが、実際に配当されるかが課題である。

【事務局】 例えば、日本語加配の場合、対象となる児童生徒数が増加見込みのため、申請数も増やしているが、配当は申請どおりに措置されるとは限らない。また通級加配は、本市の通級教室設置率が全国的に見て高く、先進的な取組を実施していることもあり、多く配当される傾向にある。

（議決）

教育長が、議第 36 号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

（4）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12 月 14 日 京北地域小中一貫教育校の新校名案に係る地元要望書提出

12 月 16 日 全国中学駅伝 桂中が大会史上初の男女アベック優勝

12月19日 教育福祉委員会

12月20日 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果公表

1月6日 京都市少年合唱団第59回修了演奏会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時55分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長